

亀岡市国民保護計画【避難実施要領】要約版

亀岡市において想定される武力攻撃事態等

武力攻撃事態・緊急処理事態のうち亀岡市の地理的な特性等を考慮し起こる可能性の高い武力攻撃事態等

- 1 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃
- 2 NBCの拡散、散布等
- 3 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 4 ダムの破壊（占拠を含む）
- 5 保津峡の爆破による桂川の遮断
- 6 浄水場への毒物混入

ただし、「6 浄水場への毒物混入」は、避難を伴わないと考えられることから避難実施要領の対象から除外する。

亀岡市の避難実施要領のパターン

避難実施要領の記載項目

- 1 要避難地域
- 2 集合場所
- 3 集合方法
- 4 集合時間
- 5 集合に当たっての留意事項
- 6 携行品・服装
- 7 避難先地域
- 8 避難先への運送手段
- 9 避難先への出発時間
- 10 避難の経路
- 11 避難誘導員の配置等
- 12 要避難地域における残留者の確認
- 13 避難誘導終了時間
- 14 職員間の連絡手段
- 15 緊急連絡先
- 16 関係機関との調整
- 17 文化財への配慮
- 18 要配慮者への配慮
- 19 観光旅行者への配慮
- 20 日本語の理解が不十分な外国人への配慮
- 21 留意事項

避難実施要領のパターン

想定する事態	事態の状況	パターン
市街地等を目標とする 弾道ミサイル攻撃	《弾道ミサイルの発射前》 国の対策本部長が、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン
	《弾道ミサイルの着弾後》(核弾頭の場合) 国の対策本部長が、市域に核弾頭が着弾したとして国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン
NBCの拡散、散布等	国の対策本部長が、市域において化学剤等が散布されたとして国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン
ゲリラや特殊部隊による 攻撃	国の対策本部長が、市域において発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン
ダムの破壊	国の対策本部長が、日吉ダムにおいて発生した不審者による爆発事案等について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン
<u>保津峡の爆破による桂川の遮断</u>	<u>国の対策本部長が保津峡において発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合</u>	<u>パターン</u>

避難実施要領のパターンへの記載項目一覧

項目	パターン 〔弾道ミサイル 発射前〕	パターン 〔弾道ミサイル 着弾後〕	パターン 〔NBCの拡散、 散布等〕
1 要避難地域	着弾予想地点	要避難地域を特定（ 町及び町）して 記載	要避難地域を特定（爆 心地周辺町、風下 地域町）して記載
2 集合場所		避難施設等を指定	
3 集合方法		原則として徒歩	
4 集合時間		時間の目途を明記	
5 集合に当たっての留意事項		各世帯、事業所等の単 位で移動	
6 携行品・服装	非常持出品を準備、情 報収集	皮膚の露出を控え、手 袋、帽子、ゴーグル雨 ガッパ等の着用	皮膚の露出を控え、手 袋、帽子、ゴーグル雨 ガッパ等の着用
7 避難先地域	直近の堅牢な建物・地 階への避難	「市」指定	要避難地域に近接する 避難施設
8 避難先への運送手段	原則として徒歩	集合場所ごとにバス・ 市保有車両等を指定	原則として徒歩
9 避難先への出発時間		集合場所・移動手段ご とに指定	
10 避難の経路	特に定めないが、屋外 にいる時間を最小限に とどめる。	避難経路を指定	風上方向を經由して避 難
11 避難誘導員の配置等	堅牢な建物への避難を 配慮	避難経路の要所に必要 に応じ配置	避難経路の要所に必要 に応じ配置
12 要避難地域における 残留者の確認		市民の協力を得て確認 （残留者には避難を説 得）	市民の協力を得て確認 （残留者には避難を説 得）
13 避難誘導終了時間		終了時間を指定	終了時間を指定
14 職員間の連絡手段		別に指定する	別に指定する
15 緊急連絡先	府・市の対策本部の連 絡先を記載	国・府・市の対策本部 及び現地調整所の連絡 先を記載	国・府・市の対策本部 及び現地調整所の連絡 先を記載

	項 目	パターン 〔ゲリラや特殊部隊による攻撃〕	パターン 〔ダムの破壊〕	パターン 〔保津峡の爆破による桂川の遮断〕
1	要避難地域	要避難地域を特定（町及び町）して記載	要避難地域を特定（桂川流域 町及び町）して記載	要避難地域を特定（桂川流域 町及び町）して記載
2	集合場所	各町ごとに定めた一時避難場所	各町ごとに定めた一時避難場所	各町ごとに定めた一時避難場所
3	集合方法	原則として徒歩	原則として徒歩	原則として徒歩
4	集合時間			—
5	集合に当たっての留意事項	各世帯、事業所等の単位で移動	各世帯、事業所等の単位で移動	各世帯、事業所等の単位で移動
6	携行品・服装	非常持出品を準備、情報収集	非常持出品を準備、情報収集	非常持出品を準備、情報収集
7	避難先地域	避難施設を指定	避難施設を指定	避難施設を指定
8	避難先への運送手段	原則として徒歩	原則として徒歩	原則として徒歩
9	避難先への出発時間	事態の状況に応じて設定	事態の状況に応じ速やかな時間設定	事態の状況に応じ速やかな時間設定
10	避難の経路	安全を確認しながら主な避難経路を指定	河川の方向にはできるだけ近づかない避難経路を指定	河川の方向にはできるだけ近づかない避難経路を指定
11	避難誘導員の配置等	避難経路の要所に必要に応じ配置	避難経路の要所に必要に応じ配置	避難経路の要所に必要に応じ配置
12	要避難地域における残留者の確認	市民の協力を得て確認（残留者には避難を説得）	市民の協力を得て確認（残留者には避難を説得）	市民の協力を得て確認（残留者には避難を説得）
13	避難誘導終了時間	終了時間を指定	終了時間を指定	終了時間を指定
14	職員間の連絡手段	別に指定する	別に指定する	別に指定する
15	緊急連絡先	国・府・市の対策本部及び現地調整所の連絡先を記載	国・府・市の対策本部及び現地調整所の連絡先を記載	国・府・市の対策本部及び現地調整所の連絡先を記載

	項 目	パターン 〔弾道ミサイル 発射前〕	パターン 〔弾道ミサイル 着弾後〕	パターン 〔NBCの拡散、 散布等〕
16	関係機関との調整		現地調整所の設置	現地調整所の設置
17	文化財への配慮	必要に応じ記載	必要に応じ記載	必要に応じ記載
18	要配慮者への配慮	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難
19	観光旅行者への配慮	観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼	観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼	観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼
20	日本語の理解が不十分 な外国人への配慮	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難
21	留意事項			

	項 目	パターン 〔ゲリラや特殊部隊 による攻撃〕	パターン 〔ダム破壊〕	パターン 〔保津峡の爆破による 桂川の遮断〕
16	関係機関との調整	現地調整所の設置	現地調整所の設置	<u>現地調整所の設置</u>
17	文化財への配慮	必要に応じ記載	必要に応じ記載	<u>必要に応じ記載</u>
18	要配慮者への配慮	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難	<u>災害時要配慮者支援の 例により避難</u>
19	観光旅行者への配慮	観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼	観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼	<u>観光施設・大規模集客 施設等に協力を依頼</u>
20	日本語の理解が不十分 な外国人への配慮	災害時要配慮者支援の 例により避難	災害時要配慮者支援の 例により避難	<u>災害時要配慮者支援の 例により避難</u>
21	留意事項			